

令和元年（フ）第8370号

令和3年10月13日

破産法第157条の報告書

東京地方裁判所民事第20部合議係 御中

破産者株式会社ビットマスター
破産管財人弁護士 伊 藤 尚
同代理 弁護士 佐々木 英 人
同代理 弁護士 藤 松 文
同代理 弁護士 辛 川 力 太
同代理 弁護士 上 坂 望

目 次

第1	債権調査	3
1	会員債権者	3
2	一般債権者	5
第2	破産財団所属資産の換価・回収	5
1	取出不能となった仮想通貨の探索	5
2	カナダDMG株式	6
3	MTGOXに対する債権	6
4	貸付金・仮払金の回収	6
5	火災保険金支払請求権【訴訟継続中】	9
6	不動産	9
第3	破産財団の現状と今後の進行	10
1	破産財団の現在残高	10
2	破産者の負う債務	10
3	今後破産管財人が行う主な業務	10

本報告書では、前回の財産状況報告集会（令和3年3月10日開催）以降に、破産管財人が行った破産管財業務の概要を報告するものである。

第1 債権調査

第2回財産状況報告集会において報告したとおり、2020年11月以降、2021年3月1日を届出期限として、順次、債権者に対して債権届出書類一式を発送し、2020年末までに、破産者が把握していた住所宛への発送を完了した。その発送数は2万件を超える。発送費用・印刷費用は、前回集会以報告したとおり、750万円を超える。

1 会員債権者

(1) 会員債権者からの届出の受付と整理、確認、検討

ア 当職は、破産者に存した資料などをもとにして調査をし、当職が破産管財人として債権が存すると認識した額を、各債権者に送付した届出用紙にあらかじめ印字して送付した。

前回集会以報告したとおり、当職は、膨大な数の届出に対応するため、届出期間中とその後の一定の期間、この関係の事務を専門に処理するための当職の補助者として3名の人材を人材紹介会社を通じて雇用して、送付された多数の届出書の受付、整理、分類を行い、また、債権者からの電話の問合せ対応に当たさせた（その人件費は5か月間で約250万円を要した。）。

イ これらの届出書については、届出受付と届出内容の記録、債権調査内容の記録、債権者とのやり取りの記録、配当ができる場合の配当表の作成等の処理を統一して行う必要から、破産事件処理に適したシステムを新たに構築したうえで、これにデータを入力しており、受け付けた届出書の記載内容も、このシステムに登録をして管理している。

ウ 会員債権者からは、令和3年9月30日時点で合計18,916件の届出が返送され、受け付けた。

会員からの債権届出金額の総額は合計103億4979万5872円であり、その内訳は次のとおりである。

会員の権利に関する債権（BTC）	87億7953万9109円
会員の権利に関する債権（金銭債権）	15億4841万0490円
その他	2184万6273円
合計	103億4979万5872円

エ これらの債権届出のなかには、

- ・ 債権届出書のほかに、さまざまな文書を同封しているもの
- ・ 債権金額以外の事項を付記しているが、その趣旨が不明瞭なもの

- ・ 代理人を選任しているが委任状のないもの
- ・ 委任状はあるが所定の事項の記載を欠き有効性について疑義のあるもの
- ・ 当職の送付した債権者の名義とは異なる名義人の名を記載しているが、その趣旨が不明なもの
- ・ 相続が発生しているとするも証拠が添付されていないもの

など、さまざまなものがあり、そのまま届出として認めてよいか審査を必要とするものや、債権者に書状を送って趣旨を確認したり、追加の資料の提出を求める必要のあるものかなりの件数存した。

そこで、当職及び破産管財人団においてこれらの処理を行ったが、件数が膨大であるうえ、債権者からの届出の内容や記載内容等はさまざまであるため、定型的な処理になじまず、これにはかなりの作業量を要している。

当職は、このような確認と検討作業と、一部債権者については趣旨の補充要請、証拠の提出要請、委任状等必要書類の追完請求などを経て、当職としてその届出を認めてよいと判断した債権届出について、後記の（２）のとおり、債権調査においてこれを認める方針である。

オ 他方、このような作業を経ても届出を認めることができないと判断されたものは、後記の（３）に述べる通り、異議を出すことにした。

（２）当職が債権調査において認める予定の債権届出件数と金額

上記のとおり会員から返送された債権届出合計 18,916 件のうち、18,781 件は、破産管財人が認識する債権額を予め印字した金額のとおり届出であった。当職は、債権調査期日においてこれを認める予定である。

その債権額は合計 102 億 3164 万 6315 円であり、その内訳は、以下のとおりである。

会員の権利に関する債権（BTC）	86 億 9812 万 6539 円
会員の権利に関する債権（金銭債権）	15 億 3333 万 1562 円
その他	18 万 8214 円
合計	102 億 3164 万 6315 円

（３）当職が異議を述べる予定の債権届出の件数と金額

ア その余の債権届出は、破産管財人の認識とは異なる届出であるか、届出書の形式上不備が見られ、その追完を求めても反応のないものや、今後さらに追完書類の提出を求める予定のものである。

このような検討を経て、債権調査期日において異議を述べる予定の届出は 135 件あり、その債権の合計額は 1 億 1814 万 9557 円である。

ある。

これらの届出にかかる債権者に対しては、本期日に先立ち、異議理由を記載した異議通知書を発送した。

イ これら異議対象の債権届出にはさまざまなものがあるが、そのうち比較的多いのは、以下のようなものである。

- ・ 入会当初に支払った登録料の返還を求めるもの
※ これを返還するとの規約や約定は存しないため、破産債権とはならない。
- ・ 既経過期間について支払った商品セット料金の返還を求めるもの
※ 破産前の期間の商品セット料金は、その期間が経過済みであるため、破産債権とはならない。
- ・ 預けたビットコインの評価金額を、破産時点とは異なる時点の相場に従った換算レートで計算すべきと主張するもの
※ 破産法の規定上、破産手続が開始した時点の評価を算出することとされているため、破産手続開始時点以外の時点のレートは採用できない。
- ・ 破産管財人が認識する額とは異なる金額の主張があるが、これを裏付ける証拠が足りないもの
※ 破産管財人の認識する額と異なる額を主張する場合には、その根拠を証拠で裏付ける必要がある。
- ・ 破産管財人が認識するのとは異なる名義での届出であるが、その名義人の債権であるとの証拠が足りないもの
※ 結婚、相続などで氏名や権利者が変わったことが確認できるのであればよいが、そうでない第三者名義等での届出は認められない。

2 一般債権者

会員債権者以外の債権者（一般債権者）からは合計13件の届出を受け付けた。その届出金額合計9281万5346円の全額について、債権調査期日において認める予定である。

第2 破産財団所属資産の換価・回収

1 取出不能となった仮想通貨の探索

第1回財産状況報告集会において報告したとおり、破産者が保有する、BME Xが管理するレジャーナノ端末2本に格納されたとのビットコイン約1651BTCが取出不能となっている。この取出不能となったビットコイン、あるいは破産者が保有していたその他のビットコインの動き等について、第2回財産状況報告集会後も、専門機関等とも協調し、引き続き調査を行っている。

2 カナダDMG株式

第1回財産状況報告集会において報告したとおり、破産者元代表者の西氏及びBME Xの元代表取締役古里英文氏の名義となっている合計680万株のカナダ法人DMG社の株式が存在し、取得費用を実質的に負担したのは破産者であることから、両名の同意を得て、破産者の資産として換価を進めることとした。

処分を要する株式の数の多さ（発行済株式総数の4%を超える）や、この銘柄の売買数量が少ないことから、市場を通じた売却をするよりも相対取引の方が財団増殖に資すると判断した。

一時、カナダDMG代表者より紹介を受けた先との間で交渉を行ったが、交渉がまとまらず、再度買い手を募ったところカナダ法人の某社（決済未了のため、現時点では社名の表記は差し控える）が購入の希望を申し出、同社との交渉の結果、680万株全部を代金304万カナダドルで売却する内容で交渉が妥結した。令和3年9月15日付で破産裁判所の許可を取得し、現在、契約締結及びクロージングの途中であります。

この処分については、コロナ禍の影響でカナダに渡航することが困難であるうえ、破産者ではなくて個人名義となっているものを管財人の関与の元で売却する関係上、名義人である個人の本人確認等の手続に手間と時間を要しており、その間にも株式の相場価額が上昇・下降を繰り返すため、神経を使う売却活動となっている。

3 MTGOXに対する債権

第2回財産状況報告集会において報告したとおり、破産者が資金を出捐して取得したビットコインについて、株式会社MTGOX（以下「MTGOX」という。）に対するビットコイン約121.61BTCの返還請求権等が、BME Xの元代表取締役の古里氏の名義で保有されている。

MTGOXは東京地方裁判所より再生手続開始決定を受けており（東京地方裁判所平成29年（再）第35号）、同氏は当該手続において再生債権者（自認債権者）として扱われているところ、同氏の協力を得て、再生債権の届出名義を破産者（破産管財人である当職）に変更する手続を行った。

MTGOXに関する再生手続の中で、一部弁済と残額の免除を内容とする再生計画案が示されているが、再生計画案は、今後予定される債権者による議決を経て裁判所により認可されるまで確定しておらず、したがって弁済率や弁済時期は未定である。

4 貸付金・仮払金の回収

破産管財人は、破産者が帳簿上請求権を計上し、返還請求権を有すると破産申立書に記載していた相手方18名に対し、支払を催告する書面を送付し、各々回収作業に着手した。

前回の報告書の時点で、このうち5名（24PICKS、西美恵子氏、N氏、L氏、J氏）については、債務の弁済を受けるか、相殺の意思表示

を受け、債務と相殺処理を行って全額の回収が完了し、合計現金2580万6724円を財団に組み入れた。

残る13名の各債務者と債権の内容については、概要以下のとおりである。

ア BME X【破産手続開始】

BME Xからは、事業を停止した旨の連絡を受け、他方で、同社からの返済は一切受けられていない。

当職は、同社に対して債権の弁済を請求していたが、同社は債務超過に陥っていた。そこで、同社は、令和3年9月17日、東京地方裁判所に破産手続の開始を申し立て、受理された。その後、10月6日、破産手続開始決定がなされ、当職が破産管財人に選任された。

当職は、BME Xの破産管財人として、BME Xの帳簿類などを調査し、BME Xに換価可能な資産が存在するかの確認を行っている。資産の存在が確認され、配当手続に至った場合は、破産法の優先順位に従って、破産者が配当を受けることとなる。

イ F氏【訴訟提起予定】

F氏はBME Xの元従業員であり、破産者は同氏に対し、現金、ビットコイン及びビットコインキャッシュを貸し付けている。

同氏に対しては、貸付けの経緯などを調査中であり、訴訟提起を含めて方針を検討中である。

ウ クリストファー・フィリアトロ氏（クリス氏）【カナダにおける法的手続の可否等を検討中】

クリス氏はカナダBMの代表者であり、破産手続開始申立書では、破産者からクリス氏に対して合計金1億4377万0244円の貸付債権が計上されている。その後の関係者への聞き取り調査により、その一部は、カナダDMGへの出資金であるとされたため、その内容を令和2年9月9日付破産法第157条の報告書に記載している。

しかしながら、その後、証拠資料の精査を進めたところ、カナダDMGへの出資金とは異なる性質の債権である可能性がでてきており、関係者への聞き取り及び証拠資料の収集・確認を鋭意進めている。

同氏はカナダに在住しているとの情報があり、当職は、カナダの弁護士への相談を開始して、とりうる請求手続、その立証のために現地の手続において必要な証拠資料の確認、その手続に要する訴訟費用や期間等について検討を進めている。

エ G氏【訴訟継続中】

破産者はG氏に対し合計5067万3576円を貸し付け、その後、同氏との間で、上記金額について取りまとめた準消費貸借契約書を作成・締結したとされる。

同氏からは、一部の契約書の作成経緯等を争われており、協議を行っていたものの、進展が見られないため、令和3年5月19日、上記金額について同氏に対する訴訟を東京地方裁判所に提起した。

現在、同氏との間で訴訟が係属中であり、当職と同氏の代理人が主張及び反論を行っている。

オ H氏【訴訟提起・判決取得】

破産者はH氏に対し金5015万円を貸し付けた。同氏からは支払いの猶予を求められ協議を行っていたが、返済を受けられる目途が立たないため、令和3年4月21日、上記金額について同氏に対する訴訟を東京地方裁判所に提起した。

上記金額に係る請求権の存否について争いはなかったため、同氏との間の訴訟は、令和3年6月8日の第一回口頭弁論期日において終結し、同月22日、当職の請求を全部認容する判決が下された。かかる判決の取得したことを踏まえた回収活動の方針については、現在検討中である。

カ ブロックチェーン・ネクスト株式会社【フィリピンからの回収の可否を検討中】

破産者はブロックチェーン・ネクスト株式会社（以下「ブロックチェーン・ネクスト」という。）に対し金3000万円を貸し付けた。この貸付けは、破産者が、フィリピンにおける事業展開のために同国法人であるJunca Philippines Inc.（以下「Junca」という）に対し3000万円の投資を行おうとしたところ、破産者が連鎖販売取引事業を行っていることを理由に直接Juncaに出資することができなかったため、ブロックチェーン・ネクストに依頼して、破産者からブロックチェーン・ネクストに資金を貸し付け、当該資金をもって同社からJuncaに対し出資することによって、破産者からJuncaへの間接的な出資を行うこととしたものである。

令和2年9月9日付破産法第157条の報告書に記載したとおり、ブロックチェーン・ネクストからの回収は、実質上Juncaから投資資金を回収できるかに依拠しているが、ブロックチェーン・ネクストとJuncaとの契約書上返還が予定されたものかは一義的には明らかでなく、さらにJuncaからは、当該資金は返還が予定されない性質の資金である旨の回答がなされている。

ブロックチェーン・ネクストに対する債権の回収活動の方針については、現在検討中である。

キ Q社【訴訟継続中】

破産者はQ社に対し1000万円を貸し付けていた。窓口は、Q社の連帯保証人でもあるG氏（前記「エ」）である。

事実調査の結果、Q社は法人として未登記かつ社団としての法的性質を持たない団体であって、破産者が貸し付けたのは当該団体又はその代表者

を名乗っていたG氏であると考えられた。

G氏と協議を行ったものの、返済を受けられる目途が立たないため、令和3年5月19日、前記「エ」の請求に加えて、上記金額についてもG氏に対する訴訟を東京地方裁判所に提起した。

現在、同氏との間で訴訟が係属中であり、当職と同氏の代理人が主張及び反論を行っている。

ク D氏【訴訟継続中】

破産者はD氏に対し合計700万円を貸し付けている。同氏からは、返済の目途は立たないとの回答を得ており、令和3年4月21日、上記金額についてD氏に対する訴訟を東京地方裁判所に提起した。同氏は当該訴訟において、請求権の存在を争っており、当職と同氏が主張及び反論を行っている。

ケ I氏【訴訟継続中】

事業資金として貸し付けた500万円について、未だ返済を受けておらず、I氏の代理人より、返済義務を争う旨の書面を受領している。

I氏から任意に返済を受ける見込みはないと判断し、令和3年5月21日、上記金額についてI氏に対する訴訟を東京地方裁判所に提訴した。現在、当職と同氏が主張及び反論を行っている。

5 火災保険金支払請求権【訴訟継続中】

破産者は、本社ビルを賃借していたが、令和2年9月9日付破産法第157条の報告書に記載したとおり、令和元年8月27日に本社ビルで火災が発生し、建物内部に存在した破産者が所有する什器備品等について焼損及び消火活動に伴う浸水等の被害が発生した。破産者は、当該什器備品等に火災保険を掛けていたため、保険会社に対し、保険金を請求する手続きを行っていたが、同社より、保険金を支払うべき保険事故とは認められないとして、支払いを拒絶された。そこで、令和2年12月22日、保険会社に対する保険金約185万円について請求する訴訟を東京地方裁判所に提起した。この訴訟は現在係属中であり、当職と保険会社の代理人とが主張反論を行っている。

6 不動産

破産者が駐車場として使用していた鹿児島県鹿児島市薬師1丁目の土地について、地元の仲介業者2社に買手候補の探索を委託した。その結果、買手が見つかり、令和3年2月26日に売買契約を締結し、同日、価格2700万円全額の支払を受けた（前回の報告書の印刷時期に間に合わなかったため、本書に記載した。）。

第3 破産財団の現状と今後の進行

1 破産財団の現在残高

本報告書の作成基準日である令和3年9月30日時点における破産財団の残高は以下のとおりである。

預金残高 1億7489万4512円

2 破産者の負う債務

財団債権

本報告書の作成基準日である令和3年9月30日時点で把握している全ての財団債権者について、以下のとおり支払を完了した。

公租公課の債権 3件 148万9059円

労働債権 6件 85万8000円

優先破産債権

存しないものと思われる。

普通破産債権（本報告書の作成基準日である令和3年9月30日時点）

会員債権者 18,916件 103億4979万5872円

一般債権者 13件 9281万5346円

劣後的破産債権

破産手続開始後の遅延損害金等を除いて、存しないものと思われる。

3 今後破産管財人が行う主な業務

破産管財人が今後行う業務は以下のとおりである。

- ① 破産者が保有しBME Xに管理を委託（経理上の処理は貸付け）していた約1651BTCのビットコインの探索と換価可能性の見極め
 - ・ 専門機関との協調による調査の続行
 - ・ BME X破産手続を通じた調査の遂行
- ② 破産者が貸付けを行っていた先からの債権回収
 - ・ 係属中の訴訟4件の遂行
 - ・ 勝訴判決を得た1件の回収活動
 - ・ 提訴予定1件の訴訟提起
 - ・ カナダにおける債権の回収方法等の検討
 - ・ BME X破産手続の進行に伴う同社からの債権回収
- ③ その他、上述した各種資産の換価
 - ・ DMG株式の換価（クロージング）
 - ・ 火災保険金請求訴訟の遂行
 - ・ MTGOXの民事再生手続からの債権回収
- ④ 債権調査期日における認否等

以上

【 破 産 】 貸 借 対 照 表
(令和3年9月30日現在)

単位:円

資産の部				負債の部				
番号	科目	評価額=財団 組入(見込)額	備考	番号	科目		金額	備考
1	現金及び預金	137,042		1	財団債権	公租公課	1,489,059	
2	有価証券	未定		2	"	労働債権	858,000	
3	商品	0		3	優先債権	公租公課	0	
4	前渡金	未定		4	"	労働債権	0	
5	短期貸付金	25,547,000	注1	5	一般債権	会員以外の一般債権	92,815,346	
6	立替金	未定		6	一般債権(会員)	会員債権(BTC)	8,779,539,109	
7	未収入金	未定		7	"	会員債権(金銭)	1,548,410,490	
8	仮払金	259,724	注1	8	"	その他	21,846,273	
9	前払費用	22,960						
10	預け金	111,243,177						
11	仮想通貨	71,584,266						
12	建物付属設備	0						
13	構築物	0						
14	機械装置	875,090						
15	車両運搬具	3,742,964						
16	工具・器具	未定						
17	少額資産	0						
18	什器備品	0						
19	土地	27,000,000						
20	ソフトウェア	未定						
21	営業権	0						
22	電話加入権	0						
23	投資有価証券	未定						
24	出資金	519,340						
25	長期貸付金	未定						
26	保険積立金	862,863						
27	敷金	368,000						
28	保証金	0						
		242,162,426					10,444,958,277	

注記1 金額は既回収額であるが、なおその余について回収活動を継続中である。
「未定」と記載あるものも、なお、換価・回収活動を継続中である。

財 産 目 録

(令和3年9月30日現在)

資産の部

単位:円

番号	科目(内訳)	簿価(開始決定日 時点試算表記載額 ※1)	評価額=財団 組入(見込)額	備考
【流動資産】		6,005,163,793	208,817,635	
1	現金及び預金	93,220	137,042	ゆうちょ銀行(93,220)・鹿児島相互信用金庫(43,822)解約。
2	有価証券	102,520,224		
2-1	DMG Blockchain Solutions Inc.	50,616,634		※2 カナダ法人(上場) 名義人:西貴義・古里英文:各300万株
2-2	DMG Blockchain Solutions Inc.	51,903,590		※2 カナダ法人(上場) 名義人:西貴義・古里英文:各40万株
3	商品	8,280,797	0	
3-1	仮想通貨事業	1,867,881	0	※3 パンフレット。資産性なし。
3-2	印鑑等事業	6,412,916	0	※4 印材など。火災により損傷したため、資産価値なし。
4	前渡金	500,000		※5 ブロックチェーン・ネクストへの業務委託料の過払い分。
5	短期貸付金	5,589,748,580	25,547,000	
5-1	株式会社BMEX	123,261,515		※6 BMEXには長期貸付金もある。BMEXは破産申立てを行った。
5-2	株式会社24PICKS	300,000		※7
5-3	株式会社24PICKS①	10,000,000		
5-4	株式会社24PICKS②	269,459,700		BTC貸付(300BTC)。1BTC=898,199円で計算。
5-5	株式会社24PICKS③	2,335,317,400		BTC貸付(2600BTC)。1BTC=898,199円で計算。
5-6	株式会社24PICKS④	314,369,650		BTC貸付(350BTC)。1BTC=898,199円で計算。
5-7	株式会社24PICKS⑤	300,000,000	20,297,000	
5-8	株式会社24PICKS⑥	500,000,000		
5-9	株式会社24PICKS⑦	400,000,000		
5-10	株式会社24PICKS⑧	200,000,000		
5-11	株式会社24PICKS⑨	404,189,550		BTC貸付(450BTC)。1BTC=898,199円で計算。
5-12	株式会社24PICKS⑩	234,360,000		
5-13	D	6,500,000		試算表上の表記とは異なるが、実際にはD氏への貸付。訴訟係属中。
5-14	D	500,000		
5-15	F(BTC)	175,385,513		BTC貸付(177.6266BTC)。1BTC=987,383円
5-16	F(BCH)	25,270,873		BCH貸付(1028.4BCH)。1BCH=24,573円
5-17	F(現金)	6,557,174		
5-18	クリストファー・フィリアトロ	25,308,316		※8
5-19	クリストファー・フィリアトロ	103,807,182		※8
5-20	G	50,673,576		訴訟係属中
5-21	Q	10,000,000		G氏の連帯保証付き。訴訟係属中
5-22	H	50,150,000		試算表上の表記とは異なるが、実際にはH氏への貸付。勝訴判決取得。
5-23	ブロックチェーン・ネクスト株式会社	30,000,000		※9
5-24	I	5,000,000		訴訟係属中
5-25	西美恵子	5,000,000	5,000,000	回収済み。
5-26	J	2,340,000	0	※10 退職金債権などで相殺し、残額は無し。
5-27	K	1,351,723		
5-28	L	547,050	250,000	残金は407,050円。和解により25万円の入金を得て残額放棄。
5-29	O	99,358	0	時効が成立し、時効主張されているため請求できない。
6	立替金	79,200		※11 BMEXへの請求分。BMEXは破産申立てを行った。
7	未収入金	94,894,269	23,466	
7-1	仮想通貨事業	94,520,175		※12 貸付金の利息の未収分。
7-2	印鑑等事業	374,094	23,466	主にBMEXとN氏からの未収分(107,714円⇒23,466円回収)
8	仮払金	17,282,718	259,724	
8-1	クリストファー・フィリアトロ	10,000,000		※13
8-2	クリストファー・フィリアトロ	4,654,746		※14
8-3	M	500,000		
8-4	その他①	890,000	259,724	30万円以下。合計7名。 1名から150,000円、1名から109,724円回収。
8-5	その他②	1,237,972	0	申立代理人へ普通預金振替分。資産性なし。
9	前払費用	3,346,525	22,960	
9-1	仮想通貨事業	3,323,565	0	※15 資産性なし。
9-2	印鑑等事業	22,960	22,960	プリウスリサイクル料(プリウス売却時に返金を受ける)
10	預け金	115,505,205	111,243,177	申立代理人への預け金(引継予納金)
11	仮想通貨	72,913,055	71,584,266	※16 62.58217569BTC、154.63938948BCHを引継ぎ。裁判所の許可のもと売却済みである。

【固定資産】		2,013,454,812	33,368,257	
12	建物付属設備	1,836,219	0	資産性なし。
13	構築物	759,834	0	資産性なし。
14	機械装置	166,753,355	875,090	※17 カナダDMGに置かれているマイニング機器1100台
15	車両運搬具	3,558,842	3,742,964	※18 トヨタプリウス2台売却済み
16	工具・器具	805,056		パソコン3台、モニター1台(残務整理のために使用中)
17	少額資産	64,468	0	資産性なし。
18	什器備品	15	0	資産性なし。
19	土地	35,251,601	27,000,000	駐車場:鹿児島市薬師1-20-18 売却
20	ソフトウェア	10,100,236	0	※19 仕掛中のシステム(資産性なし)
21	営業権	68,392,505	0	資産性なし。
22	電話加入権	696,470	0	資産性なし。
23	投資有価証券	31,000,000		
23-1	ブロックチェーン・ネクスト株式会社	1,000,000		※20 非上場。1万株(発行済株式数9万株)。
23-2	Riken Holdings HK Ltd	30,000,000		※21 非上場。西氏名義
24	出資金	1,020,000	519,340	
24-1	鹿児島相互信用金庫	20,000	19,340	振込手数料660円が差し引かれている。
24-2	鹿児島信用金庫	500,000	500,000	回収済み。
24-3	株式会社プライムビット	500,000	0	平成29年3月31日解散、令和元年5月15日清算結了。
25	長期貸付金	1,690,422,188		
25-1	株式会社BMEX	1,690,422,188		会員からの預かりビットコインの貸付け(1548.55844887BTC)。BMEXは破産申立てを行った。
26	保険積立金	802,723	862,863	保険解約返戻金。回収済み。
27	敷金	1,768,000	368,000	
27-1	西美恵子	1,400,000	0	火災による片付費用の立替金との相殺により残額ゼロ。
27-2	大見商事	165,000	165,000	回収済み
27-3	Regus	203,000	203,000	火災後の臨時賃借物件の保証金(1回目の差入分)
28	保証金	223,300	0	火災後の臨時賃借物件の保証金。2回目は代表者個人の差入。
	合計	8,018,618,605	242,185,892	

※ 財団組入額には破産後に入金された賃料や利息等を含まない。

負債の部

債権の種類別	内訳	件数	金額内訳	備考
財団債権	公租公課	3	1,489,059	延滞税減免あり。全額支払済み
	労働債権	6	858,000	総額1,305,000円から相殺主張額(447,000円)を控除。全額支払済み
優先債権	公租公課	0	0	
	労働債権	0	0	
一般債権	会員以外の一般債権	13	92,815,346	届出額
一般債権(会員)	会員債権(BTC)	18,915	8,779,539,109	届出額
	会員債権(金銭)		1,548,410,490	届出額
	その他		21,846,273	届出額
合計		18,937	10,444,958,277	

※ 一般債権については届出額を基に記載している。

【注記】

1	本財産目録は、破産者が作成していた開始決定日現在の試算表を元に作成している。仮想通貨は円評価した額が記載されているが、用いるレートが項目により異なり統一されていない点にご留意いただきたい。
2	破産者は、カナダでマイニング事業を行うDMG Blockchain Solutions Inc.(カナダ法人)に2回に渡り出資をしたとされる(ビットコインによる出資)。1回目は約7500万円分のビットコイン(約1087.75BTC)を2回に分けて送金し、西氏、古里氏、クリストファー・フィリアトロ氏(通称クリス氏)の名義で各300万株の付与を受けた。2回目は約1億5500万円分のビットコイン(約552BTC)を2回に分けて送金し、西氏と古里氏名義で各40万株、クリス氏名義で160万株が付与された(1回目の送金時に比べ2回目の送金時のBTCレートは約4倍となっていた)。資金の拠出は破産者が行っているにもかかわらず、株式が個人名とされている理由は不明である(当時はクリス氏が窓口を行っていた)。2-1は、1回目の出資により西氏と古里氏名義となっている株式である。なお、クリス氏名義になっている株式(300万株)については後記注8参照。2-2は、2回目の出資により西氏と古里氏名義となっている株式である。なお、クリス氏名義になっている株式(160万株)については後記注8参照
3	パンフレット簿価910,881円。火災により廃棄済み。なお、試算表に記載された残りの957,000円分もパンフレットであるが、この分は発注したものの納入未了であり、実際には存在しない。
4	印材、印鑑ケース、浄水器のカートリッジなど。火災により損傷したため、資産価値なし。
5	ブロックチェーン・ネクストへの業務委託料の過払い分。ブロックチェーン・ネクストの状況については、後記注9参照。
6	BMEXには長期貸付金もある。短期貸付金には、50ETH、50LTC、18.9BTCを円換算したものが含まれている。BMEXは自己破産申立てを行った。
7	破産者は、マイニング機器の開発を行うB社に投資しようとしたが、同社より、連鎖販売事業を行っている破産者から投資は受けられないと言われた。そのため、破産者から24PICKSに貸付けをして、同社がB社に投資等を行った。24PICKSの主な資産であるB社株式は金2000万円売却された。その他、チップ在庫は金29万7000円で売却された。それにより、合計金2029万7000円を回収した。その後、24PICKSについては、令和2年11月9日に破産手続開始決定がなされ、配当はなく、令和3年2月10日に異時廃決定がされて同社の破産手続は終了した。これにより、残額の回収不能が確定した。

8	5-18と5-19は、クリス氏への短期貸付金として計上されているが、前記注2のとおり、同氏に対する同氏名義とされているDMG株式(300万株と160万株の合計460万株)の返還請求権(名義書換請求権)である可能性があると考えられる。現在調査中である。
9	破産者は、フィリピンで事業展開するにあたりJunca Philippines Inc.と直接契約をする予定であったが、連鎖販売取引を行っている破産者とは契約できないと言われた。そこで、破産者からブロックチェーン・ネクストに依頼し、破産者から同社に3000万円を貸付け、同社からJunca Philippines Inc.に3000万円を送金した経緯がある。直近におけるブロックチェーン・ネクストの収入の大部分は破産者からの業務委託料であったが、破産者の手続開始によりその収入がなくなっている。ブロックチェーン・ネクストが保有する主な資産はJunca Philippines Inc.への上記出資金であり(出資なのか貸付なのか契約書上も明確ではない)、Junca Philippines Inc.からは、当該資金は返還が予定されない性質の資金である旨の回答がなされている。ブロックチェーン・ネクストに対する債権の回収活動の方針については、現在検討中である。
10	出張旅費立替費用(574,506円)、解雇予告手当(600,000円)、退職金(360,000円)、破産者預かりBTC(2.6214BTC。円換算すると金213万0411円)の相殺主張がなされているため、残額はゼロとなる。
11	イタックス株式会社への派遣料のうちBMEXの業務を行っていた人の派遣料分(BMEXへの請求分)。契約者は破産者だが、一部BMEXの業務を行ってもらっていた。そのため、その人員の派遣料分をBMEXに請求することになる。
12	貸付金に付される利息の未収分(BMEX、24PICKS、I氏、ブロックチェーン・ネクスト、J氏、Q社)
13	破産者がカナダBMから仮想通貨事業の事業譲渡を受けるにあたり、事業譲渡実行の2年ほど前に、金1000万円がカナダBMから代表であるクリス氏に支出された(カナダBMの帳簿に仮払金として計上)。その後、カナダBMから破産者への事業譲渡の際に、この仮払金請求権が譲渡資産の一部とされて移転された。これにより、破産者は、クリス氏への上記仮払いに基づく債権の譲渡を受けており、当該1000万円の返還を求める返還請求権が存するという。
14	BMEXで仮想通貨取引業の申請をした際に、BMEXの決算書を当局に提出したが、その際に当局から、決算書に残っていたクリス氏への仮払金を消す必要があると指摘された。そこで、BMEXからクリス氏への仮払金をクリス氏に代わり破産者がBMEXに立替払いをした。これにより、破産者からクリス氏に対し、かかる立替払いに関する求償債権が存在していると考えられる。
15	3,000,000円は申立代理人への申立費用の予納(資産性なし)。残り323,565円は、破産開始日(2019年11月22日)が含まれる2019年11月分の家賃及び駐車場代の前払い分であり、資産性なし。
16	仮想通貨について開始決定日現在の簿価として記載した金額は、破産者において、破産直前に申立代理人にBTCを預けたときのBTC相場価額をもとに円換算して元帳に計上したことに依拠している。元帳の記載によれば、BTCは3回に分けて預託されており、うち48.4152BTCは1BTC=1,208,427.97円、2.023BTCは1BTC=1,011,968.36円、12.2307BTCは1BTC=878,999.97円で計算されている。なお、BCHは1回の預託で、154.64BCH[1BCH=10,403.36円]で計算されている。なお、申立代理人から破産管財人に引き継がれた仮想通貨の数との間に若干の差があるのは、ウォレット間の移動による手数料が差し引かれているためである。
17	破産者がカナダDMGから総額193万1668米ドルで購入し、同社施設に設置しているマイニング機器1100台。稼働が可能な状態にあるものはこのうち600台。中古品であるため、高い金額での買い手を探索することは困難であり、最終的にカナダDMGに対し金876,590円で売却した。なお、送金手数料1500円を差し引いた金875,090円が入金された。
18	トヨタプリウス2台売却済み(リサイクル料22,960円を控除し、ウェルカムサポート返金35,964円を追加)
19	破産者が外部業者にシステム開発を依頼し前金を支払っていたが、完成前に破産したため開発ができなかったもの。仕掛中のシステムの売却又は前金の返還を求めて協議しているが、相手方保有のシステムを基にカスタマイズするものであり、換価は難航している。
20	ブロックチェーン・ネクスト設立時には破産者との資本関係はなかったが、その後株主のひとりから株を手放し資金化したいとの相談が寄せられ、破産者で株式を買い取った(1万株を100万円で買い受ける)。発行済株式9万株のうちの1万株。ブロックチェーン・ネクストの状況については、前記注9参照。
21	西氏名義で100株存在しているが、その取得費用3000万円は破産者が負担している。海外法人の非上場株式である。同社は、理化学研究所の関連会社と説明を受けているが、現時点でその確認は取れておらず、調査中である。

